

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第六號

明治十五年六月鳥取縣令第四十七號墓地及埋葬取締規則の一部を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年一月十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

第三條中「又ハ分署ヲ經由シ縣廳」を「ヲ經由シ知事」に改める。

第四條中「又ハ分署ヲ經由シ縣廳」を「ヲ經由シ知事」に改める。

第四條ノ二中「縣廳」を「知事」に改める。

第十一條中「又ハ分署」及「族籍」を削る。

第十二條第ニ項中「族稱」を削る。

第十六條中「又ハ分署」を削る。

昭和二十二年 一月十四日
第一千七百七十六號

火曜日

第十八條中「又ハ分署」を削る。
第二十一條中「又ハ分署」を削る。

告示

鳥取縣告示第八號

價格等取締規則第一條の規定により「樂山館」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年一月十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、届出住所、名稱及び氏名

西伯郡逢坂村大存松ク原

樂山開拓農組合

組合長 松 本 兼 良

二、届出品名及び價格

